



訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 xxxx□□営業所
担当者△△△△	
支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
令和〇〇年〇月〇日	
茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし **188**

最寄りの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時
日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

029-225-6445 



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



消費者ホットライン **188**

最寄りの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。



茨城県消費生活センター

029-225-6445  @Ibaraki_CAN

